

# < 両立支援等助成金 >

## 職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入、女性の活躍推進のための取組を実施した場合

※ <> は生産性要件を満たした場合  
 ※ ( ) は中小企業事業主以外  
 ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
<b>新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース</b> 妊娠中の女性労働者に対し、新型コロナウイルス感染症への措置として医師等から指導を受け、必要な措置をした場合	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として有給の休暇制度を導入し合計 20 日以上利用 <b>28.5 万円 (5 人まで)</b> ※上記制度を設け、周知し、当該休暇を 5 日以上取得 <b>15 万円 (1 回限り)</b>
<b>出生時両立支援コース</b> 男性労働者が育児休業又は育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に一定期間の連続した育児休業、又は育児目的の休暇を導入し一定期間の育児目的の休暇を取得させた場合	1 人目 (2 人目以降減額あり…10 人まで) <b>57 万円 &lt;72 万円&gt; (28.5 万円 &lt;36 万円&gt;)</b> 育児目的の休暇の導入・利用 <b>28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (14.25 万円 &lt;18 万円&gt;)</b>
<b>介護離職防止支援コース</b> 仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護に直面する労働者の「介護支援プラン」を策定及び導入し、労働者に一定期間の介護休業又は介護のための柔軟な就労形態の制度を利用させた場合、新型コロナウイルス感染症への対応として、家族を介護するために特別休暇を取得した場合	<b>介護休業取得時・職場復帰時にそれぞれ、28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (-)</b> <b>介護のための両立支援制度</b> を導入し合計 20 日以上利用 <b>28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (-)</b>
	<b>新型コロナウイルス感染症対応特例</b> 1 人あたり有給休暇 5 日以上 10 日未満： <b>20 万円 (-)</b> 合計 10 日以上： <b>35 万円 (-)</b>
<b>育児休業等支援コース</b> 育児休業復帰支援プランを策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の育児休業の円滑な取得・原職等復帰をさせた場合/育児休業の取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合/産後休業 (育児休業) 終了後、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入・運用した場合 (職場復帰後支援) /小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合	<b>育休取得時・職場復帰時にそれぞれ、1 人当たり 28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (-)</b> <b>代替要員確保時 1 人当たり 47.5 万円 &lt;60 万円&gt; (-)</b> <b>職場復帰後支援 (制度導入時) 28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (-)</b> (制度利用時) 看護休暇制度 1,000 円 <1,200 円> × 時間 保育サービス費用 利用した実支出額の 2/3 補助
	<b>新型コロナウイルス感染症対応特例</b> 1 人あたり <b>5 万円</b> ※10 人まで (上限 50 万円) ※令和 3 年 9 月 30 日まで取得した休暇が対象
	<b>環境整備、休暇取得等</b> <b>28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (-)</b> <b>長期休暇の加算</b> <b>28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (-)</b>
<b>不妊治療両立支援コース</b> 不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた場合	<b>環境整備、休暇取得等</b> <b>28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (-)</b> <b>長期休暇の加算</b> <b>28.5 万円 &lt;36 万円&gt; (-)</b>
<b>女性活躍加速化コース</b> 女性の活躍に関する「行動計画」を策定して、数値目標を達成した場合	数値目標の達成時 <b>47.5 万円 &lt;60 万円&gt; (-)</b>
<b>新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース</b> 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などを行った小学校等に通う子ども、新型コロナウイルスに感染した子どもなどの世話を、保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇 (労働基準法上の年次有給休暇を除く) を取得させた場合	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10 <b>NEW</b> ※令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日分の休暇が対象。 ※令和 3 年 8 月 1 日～9 月 30 日の期間については、本助成金のコース又は育児休業等支援コース新型コロナウイルス感染症対応特例のうちいずれか一つのみの申請。

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	<a href="#">2021 年度の両立支援等助成金の概要・リーフレット・パンフレット</a>	【PDF333.49KB/1.33MB/6.34MB】
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース</a>	【PDF 782KB】
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金</a>	【PDF 758.39KB】
	<a href="#">育児休業等支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例)</a>	【PDF 689.59KB】
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース</a>	厚生労働省のページへ
申請様式	<a href="#">不妊治療両立支援コース</a>	【PDF 46.25KB】
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース</a>	
	<a href="#">出生時両立支援、介護、育児休業、女性活躍コース</a>	
問い合わせ 提出先	<a href="#">不妊治療両立支援コース</a> <a href="#">新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース</a>	
	山形労働局 雇用環境・均等室 〒990-8567 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3 階 TEL : 023-624-8228 FAX : 023-624-8246	